

申告書の記載欄について(表)

令和 3 年度 市町村民税・県民税 (国民健康保険税) 申告書

市町村長殿	現住所 1月1日現在の住所 フリガナ	世帯番号 姓名番号 業種又は職業 電話番号 個人番号
提出年月日 年 月 日	氏名	印
生年月日	配偶者の氏名	続柄

3所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
地震保険料控除	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計			
⑭ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
⑮～⑰ 寡婦控除 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑮ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	⑯ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
⑱ 障害者控除	1 氏名	障害の程度		
	2 氏名	障害の程度		
⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除・同居特別控除	配偶者の氏名	生年月日	配偶者の合計所得金額	
㉑～㉒ 扶養控除	1 氏名	同居/別居	続柄	控除額
	2 氏名	同居/別居	続柄	控除額
	3 氏名	同居/別居	続柄	控除額
	4 氏名	同居/別居	続柄	控除額

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額	控除額
900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得 48万円以下	33万円	22万円
11万円		
配偶者特別控除 (昭和26年1月以前)	38万円	26万円
13万円		

※⑲～㉒の扶養控除の記入の際には個人番号(マイナンバー)の記載が必要ですので、個人番号欄に記入をお願いします。

※16歳未満の扶養親族がいる場合、控除額はありますが、住民税の非課税基準限度額算定に用いられるため、氏名・生年月日等を記入してください。

16歳未満の扶養親族	氏名	生年月日	同居/別居	続柄	控除額
1 氏名					
2 氏名					
3 氏名					
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。					

⑳ 雑損控除	雑損の原因	雑損年月日	雑損を受けた資産の種類
	雑損金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害等支出の金額
㉑ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

各所得控除に関する項目に記入してください。

⑬社会保険料控除
あなたが支払った社会保険料及び、あなたやあなたと生計を一にする親族のために国民健康保険税、後期高齢者医療料、国民年金保険料、介護保険料を支払った場合、その支払合計額が控除されます。(年金から特別徴収された親族の国民健康保険税、後期高齢者医療料、介護保険料は対象外)

⑭生命保険料控除
生命保険料や個人年金保険料を支払った場合、一定の額を控除できます。ただし、平成23年12月31日までに締結した保険契約に係る生命保険料控除額と、平成24年1月1日以降に締結した保険契約に係る生命保険料控除額は異なります。

⑮地震保険料控除
地震保険料を支払った場合、一定の額を控除できます。なお、平成18年12月31日までに締結した(旧)長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)には、従前の損害保険料控除が適用されます。また、一つの損害保険契約のなかに地震保険と(旧)長期損害保険とが含まれている場合は、いずれか一方を選択することになります。

⑯寡婦控除
次のいずれかの場合、適用されます。【控除額:26万円】
*夫と死別又は生死不明で、合計所得500万円以下の者
*夫と離別で、扶養親族があり、合計所得500万円以下の者

⑰ひとり親控除
現に婚姻していない又は死別若しくは生死不明で、生計を一にする子があり、合計所得500万円以下の者【控除額:30万円】

⑱勤労学生控除
大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下(ただし、給与所得以外の所得が10万円以下)の場合に控除されます。【控除額:26万円】

⑲障害者控除
あなたやあなたの控除対象配偶者や扶養親族が障害者である場合に控除されます。
【控除額:普通障害(26万円)・特別障害(30万円)・同居特別障害(53万円)】

⑲～⑳配偶者控除・配偶者特別控除
配偶者控除:あなたと合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合に控除されます。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得 48万円以下	33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除 (昭和26年1月以前)	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除:あなたと合計所得金額が1,000万円以下で、かつ配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合受けられる控除です。

㉑扶養控除
令和2年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族で、令和2年中の合計所得金額が48万円以下の場合に控除されます。

一般	16歳～18歳(平成14年1月2日～平成17年1月1日)	33万円
	23歳～69歳(昭和26年1月2日～平成10年1月1日)	
特定	19歳～22歳(平成10年1月2日～平成14年1月1日)	45万円
老人	70歳以上(昭和26年1月1日以前)	38万円
同居老親等	老人で同居する申告者または配偶者の直系尊属	45万円

㉒雑損控除
あなたやあなたと生計を一にする親族(総所得金額等が48万円以下に限る)が災害や盗難などにより住宅・家財・現金などの資産に損害を受けた場合に受けられる控除です。

㉑医療費控除
※医療費控除の適用を受ける場合には、医療費控除の明細書の添付が必要です。
あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合、200万円を限度に控除できます。

また、セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)は、特定一般用医薬品等購入費の合計額(支払額-補填額)から1万2千円を差し引いた金額から限度額8万8千円までが控除額となります。なお、セルフメディケーション税制は通常の医療費控除との併用はできません。

【申告者全員が記入してください】
現住所・1月1日現在の住所・フリガナ・氏名・個人番号・生年月日・業種又は職業・電話番号・世帯主名・続柄を記入し、印鑑を押してください。

1. 収入金額等
表面の6～10の所得の内訳・所得に関する事項をもとに、各所得の収入金額を記入してください。
短期・長期総合譲渡所得、一時所得については、必要経費や特別控除額を引いた金額を記入してください。

2. 所得金額
各所得金額を記入してください。
各所得金額の求め方は、「申告の手引き」の裏面に記載しています。

事業(営業等・農業)	収入金額-必要経費
不動産	収入金額-必要経費
給与	給与所得は給与所得速算表より算出して記入してください
雑所得	公的年金等は公的年金所得速算表より算出してください
その他	収入金額-必要経費
一時所得	(収入金額-必要経費-500,000円(特別控除))×1/2

4. 所得から差し引かれる金額
「3. 所得から差し引かれる金額」に関する事項」に記入した内容をもとに、各所得控除額を記入してください。各所得控除額の求め方は、申告の手引き裏面に記載しています。

㉑基礎控除
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円(適用なし)

㉒医療費控除
医療費控除額=支払った医療費-保険金-100,000円(所得の5%か100,000円のいずれか低い方の金額)

5. 給与・公的年金等にかかる所得以外の納税方法の選択
給与・公的年金等以外の所得にかかる市民税・県民税について、給与から差し引いての支払い(特別徴収)か、納付書での支払い(普通徴収)どちらを希望するか選択してください。

※A上場株式等の所得に関する住民税申告不要等の選択について
上場株式等に係る配当所得・譲渡所得について確定申告と異なる課税方式を選択する場合、チェックしてください。(所得税の確定申告書(控)の写しを添付し、異なる部分を明示してください。)選択する場合、納税通知書が届く日までにご提出ください。

1 収入金額等	事業(営業等)	①
	農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥
	公的年金等	⑦
	雑所得	⑧
	その他	⑨
	短期	⑩
	長期	⑪
	一時	⑫
総合譲渡		
合計		⑬

2 所得金額	事業(営業等)	①
	農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥
	公的年金等	⑦
	雑所得	⑧
	その他	⑨
	合計	⑩
	(⑦+⑧+⑨)	⑪
	総合譲渡・一時	⑫
	合計	⑬

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑭
	小規模企業共済等掛金控除	⑮
	生命保険料控除	⑯
	地震保険料控除	⑰
	寡婦、ひとり親控除	⑱～⑲
	勤労学生、障害者控除	⑳～㉑
	配偶者(特別)控除	㉒
	扶養控除	㉓
	基礎控除	㉔
	⑬から㉔までの計	㉕
	雑損控除	㉖
	医療費控除	㉗
	合計	㉘
	(㉕+㉖+㉗)	㉙

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」を記入してください。

5 給与の公的年金等にかかる所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引く(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

所得税の確定申告をした上場株式等に係る配当所得・譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合はチェックしてください。(所得税の確定申告書(控)の写しを添付し、異なる部分を明示してください。)

※A

申告書の記載欄について(裏)

6 給与所得の内訳

年中にあった給与収入について、事業所種別、勤務先所在地、勤務先名、事業所番号、収入合計額を勤務先ごとに記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

【総合譲渡に関する事項】

譲渡した資産の保有期間が5年以内のものについては「短期」欄に、保有期間が5年を超えるものについては「長期」欄に記入してください。

項目	記載内容
収入金額	資産の譲渡代金
必要経費	譲渡した資産の取得費や譲渡に要した経費
差引金額	「短期」と「長期」の一方が赤字で他方が黒字である場合には、この欄で赤字と黒字を差し計算しますが、その差し計算の対象となった「長期」と「短期」のそれぞれの金額を()で囲み、上部に両者の差し後の金額を書きます。
特別控除額	特別控除額は50万円(差引金額が50万円に満たない場合は、差引金額)です。この特別控除額は、「短期」→「長期」の順に差し引きます。

【一時所得に関する事項】

項目	記載内容
収入金額	賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険金、遺失物拾得の報酬金、法人からの受贈などの収入金額
必要経費	収入をあげるための支出や、その収入が生じた原因の発生に伴って支出した金額
特別控除額	特別控除額は50万円(差引金額が50万円に満たない場合は差引金額)
所得金額	特別控除額を差し引いた後の金額

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6か月を超える方に給料を支払った場合、それを必要経費とすることができます(ただし、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受ける方は除きます。)。事業専従者控除の限度額は、配偶者の場合は86万円、その他の場合は50万円です。事業専従者に該当する方の、氏名、続柄、生年月日、従事月数、専従給与額、個人番号等を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居している扶養親族の氏名、個人番号、住所を記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を申告する場合は、明細書等に記載のある地方税(住民税)の源泉徴収金額の合計金額をご記入ください。

16 所得金額調整控除に関する事項

次の1もしくは2のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を給与所得の金額から控除します。

1 給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合

- (1)特別障害者に該当する
- (2)23歳未満の扶養親族を有する
- (3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

(給与等の収入金額－850万円)×10%＝所得金額調整控除

※前年の給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円で計算。

2 前年中に給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、双方の合計額が10万円を超える場合

給与所得控除後の給与等の金額+公的年金等に係る雑所得の金額－10万円＝所得金額調整控除

※給与所得及び公的年金等雑所得が10万円を超える場合は、それぞれ上限10万円を計算。

この申告書に係る所得のある方は、青色申告書の提出が必要ありません。

① 事業所種別
勤務先所在地
勤務先名
事業所番号
収入合計額

② 事業所種別
勤務先所在地
勤務先名
事業所番号
収入合計額

③ 事業所種別
勤務先所在地
勤務先名
事業所番号
収入合計額

④ 事業所種別
勤務先所在地
勤務先名
事業所番号
収入合計額

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	差引金額(収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額(差引金額－特別控除額)
総合譲渡 短期				
総合譲渡 長期				
一時				
合計				

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	専従給与(控除)額

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所

13 事業専従者に関する事項

氏名	住所	所得金額

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村	寄附金額

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所

◎収入がなかった人の記載欄(1～6の該当する項目に○をつけてください。)

1. 私は下記の者から扶養又は援助を受けていました。 氏名 続柄	4. 私は遺族年金、障害年金を受給していました。
2. 私は生活保護を受けていました。	5. 私は学生でした。
3. 私は雇用保険(失業保険)、労災保険を受給していました。	6. 私の昨年中の生活状況(1～5に該当しない人)

7 事業・不動産所得に関する事項

事業・不動産所得について記入してください。

項目	記載内容
所得の種類	営業、農業、不動産など該当する種類
所得の生ずる場所	店舗や農地、不動産の住所
収入金額	令和2年中に収入することが確定した金額。未収入金、現物収入、自家消費の商品、雑収入やリベートなども含む。
必要経費	令和2年中に収入を得るために直接要した費用、販売した商品などの原価、雇入費、事業用固定資産などの地代・家賃、借入金の利子、修繕費、損害保険料、減価償却費などがある(生活費、所得税、市民税・県民税などは入りません)。
青色申告特別控除額	所得税の青色申告を行うことを承認されている方は、青色申告特別控除の額

8 配当所得に関する事項

配当所得について記入してください。

項目	記載内容
配当所得の種類	「国内株式等」「国外株式等」「その他のもの」など該当する種類 なお、国外株式等に対し、外国所得税が課税されたときは、「国外株式等」に係る外国所得税欄に、外国所得税額を記入してください。
支払確定年月	支払が確定した年月
収入金額	源泉徴収税額を差し引く前の金額
必要経費	株式を買ったり、出資するために借り入れた負債の利子を記入してください。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

雑所得(公的年金等以外)について記入してください。

項目	記載内容
種目	「原稿料」「印税」「講演料」「郵便年金」「生命保険年金」など該当する種類
所得の生ずる場所	支払者の名称
収入金額	令和2年中に収入することが確定した金額(必要経費を差し引く前の金額)
必要経費	原稿を書いたか講演、放送のために特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費など収入を得るために要した金額

15 寄附金に関する事項

次のような団体等に総額2,000円以上の寄附があった場合に控除できます。

- ・都道府県、市町村、特別区(ふるさと納税)
- ・鹿児島県共同募金会、日本赤十字社鹿児島県支部
- ・鹿児島県条例、奄美市条例で指定された団体

※B ◎収入がなかった人の記載欄

前年中、収入がなかった方は1～6の該当する項目に○をつけてください。